

官報

号外

平成六年十月二十五日

○第百三十一回 衆議院會議録 第七号

平成六年十月二十五日(火曜日)

午後二時 本会議

○本日の会議に付した案件

裁判官弾劾裁判所裁判員辞職の件

裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

午後二時三十分開議
○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

裁判官弾劾裁判所裁判員辞職の件

○議長(土井たか子君) お諮りいたします。裁判官弾劾裁判所裁判員高島修さんから、裁判員を辞職したいとの申し出があります。右申し出を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙

○議長(土井たか子君) つきましては、裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙を行います。

○山本有二君 裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に堀内光雄さんを指名いたします。

○山本有二君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長長の報告を求めます。内閣委員長田中恒利さん。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○田中恒利君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過

及び結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月二日付の人事院勧告を勧告どおり実施しようとするもので、一般職の職員の給与について、全俸給表の全俸給月額、初任給調整手当、扶養手当及び宿日直手当の額を改定するとともに、通勤手当の特例措置を設け、また、期末手当の支給割合を改めようとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、内閣総理大臣、国務大臣、大使、公使及び秘書官等の特別職の職員について、一般職の職員の給与と改定にあわせて、その俸給月額の改定等を行おうとするものであります。

次に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、防衛庁の職員について、一般職の職員の給与と改定に準じてその俸給月額の改定等を行おうとするものであります。

以上三法律案は、十月二十一日本委員会に付託され、本日、山口総務庁長官及び玉沢防衛庁長官から提案理由の説明を聴取した後、一括して質疑を行いました。

質疑終了後、一般職の職員給与法改正案に対し、日本共産党から修正案が提出され、趣旨の説明及び内閣の意見を聴取した後、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案は否決され、一般職の職員給与法改正案は全会一致をもって、特別職の職員給与法改正案及び防衛庁の職員給与法改正案は賛成多数をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 採決の結果、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 採決の結果、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 採決の結果、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 採決の結果、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 採決の結果、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 採決の結果、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 採決の結果、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 採決の結果、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 採決の結果、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 採決の結果、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 採決の結果、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 採決の結果、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 採決の結果、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 採決の結果、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

平成六年十月二十五日 衆議院會議録第七号

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一案 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 議長長の報告

二

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○山本有二君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長金子原二郎さん。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔金子原二郎君登壇〕

○金子原二郎君 ただいま議題となりました両法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官及び検察官についても、一般の政府職員の例に準じてその給与を改定するもので、その内容は次のとおりであります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じ、その他の裁判官の報酬並びに検察官の俸給については、これに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額すること、第二に、これらの給与の改定は、平成六年四月一日にさかのぼって行うこととあります。

委員会においては、本日両案について前田法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終了し、直ちに採決を行った結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○山本有二君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(土井たか子君) 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長理事谷垣禎一さん。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔谷垣禎一君登壇〕

○谷垣禎一君 ただいま議題となりました国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書に適用される給料月額等の改定を行い、本年四月一日から適用しようとするものであります。

本案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(土井たか子君) この際、暫時休憩いたします。

午後二時十八分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

出席國務大臣

法務大臣 前田 勲男君
國務大臣 玉沢徳一郎君
國務大臣 山口 鶴男君

○議長報告

〔議決通知〕

一、去る十八日、谷事務総長から小沢裁判官訴追委員会委員長及び戸張参議院事務総長あて、本院は裁判官訴追委員を次のとおり補欠選任した旨通知した。

裁判官訴追委員

堀之内久男君(葉梨信行君の補欠)

〔選出通知〕

一、去る十八日、本院は、検察官適格審査委員会予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

検察官適格審査委員会予備委員

浜野 剛君(後藤田正晴君の予備委員)

(委員推薦通知)

一、去る十八日、議長は、社会保険制度審議会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

一、去る十八日、議長は、地方制度調査会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

中馬 弘毅君

一、去る十八日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

(東北地方開発特別委員会)

木幡 弘道君

(政府委員承認)

一、去る十八日、土井議長は、村山内閣総理大臣申し出の次の者を、第百三十一回国会政府委員に任命することを承認した。

警察庁長官官房長 菅沼 清高
警察庁警備局長 杉田 和博

一、昨二十四日、土井議長は、村山内閣総理大臣申し出の次の者を、第百三十一回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省総合外交政策局軍備
策局長事務代理 山崎隆一郎
管理・科学審議官事務代理 杉内 直敏

(政府委員任命)

一、去る十八日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、十八日議長において承認した菅沼清高外一名を、同日第百三十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二十四日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、二十四日議長において承認した山崎隆一郎外一名を、同日第百三十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る十八日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、第百三十一回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 年月日
官職名 官職名
警察庁長 関口 祐弘 (解職) 平六・二・六
官官房長 事務取扱 菅沼 清高 警察庁長 同
警察庁警備局長 同

(政府委員解任)

一、昨二十四日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、二十四日(外務省総合外交政策局長)柳井俊二及び(外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官)林陽の第百三十一回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る十八日、大蔵委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 今井 宏君(理事海江田万里君去る九月二十八日委員辞任につきその補欠)

理事 早川 勝君(理事日野市朗君去る十八日理事辞任につきその補欠)

一、去る十九日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 鉢呂 吉雄君(理事前島秀行君去る十九日理事辞任につきその補欠)

理事 東 順治君(理事河合正智君去る十九日理事辞任につきその補欠)

労働委員会
理事 二田 孝治君(理事住博司君去る三日委員辞任につきその補欠)

一、去る二十日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

内閣委員会
理事 加藤 卓二君(理事虎島和夫君去る九月三十日委員辞任につきその補欠)

理事 唐沢俊二郎君(理事大石千八君去る二十日理事辞任につきその補欠)

通信委員会

理事 松井 新君(理事虎島和夫君去る九月三十日委員辞任につきその補欠)

理事 住 博司君(理事鈴木俊一君去る三日委員辞任につきその補欠)

安全保障委員会
理事 堀込 征雄君(理事岩垂壽喜男君去る九月三十日委員辞任につきその補欠)

一、去る二十一日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

文教委員会
理事 倉田 栄喜君(理事西博義君去る二十一日理事辞任につきその補欠)

環境委員会
理事 山口 俊一君(理事林幹雄君去る三日委員辞任につきその補欠)

理事 齊藤斗志二君(理事金田英行君去る二十一日理事辞任につきその補欠)

理事 竹内 猛君(理事田中昭一君去る二十一日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員
辞任 山口 俊一君 小此木八郎君
山口 俊一君 小此木八郎君

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員
辞任 穀田 恵二君 吉井 英勝君
吉井 英勝君 穀田 恵二君

厚生委員
辞任 米田 建三君 山本 拓君
山本 拓君 米田 建三君

商工委員

辞任 武山百合子君 須藤 浩君
吉井 英勝君 穀田 恵二君
須藤 浩君 武山百合子君

運輸委員
辞任 須藤 浩君 武山百合子君
武山百合子君 須藤 浩君

労働委員
辞任 武山百合子君 藤村 修君
藤村 修君 武山百合子君

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

通信委員
辞任 田野瀬良太郎君 林 幹雄君
新井 将敬君 佐藤 静雄君
小沢 鋭仁君 玄葉光一郎君
林 幹雄君 田野瀬良太郎君
佐藤 静雄君 新井 将敬君
玄葉光一郎君 小沢 鋭仁君

安全保障委員
辞任 桜井 新君 中川 秀直君
中山 利生君 栗原 博久君
野田 実君 金田 英行君
上田 勇君 伊藤 英成君
松田 岩夫君 山田 正彦君
金田 英行君 野田 実君
栗原 博久君 中山 利生君
伊藤 英成君 上田 勇君
山田 正彦君 松田 岩夫君

予算委員
辞任 中川 秀直君 桜井 新君
新君 中川 秀直君

予算委員
辞任 中川 秀直君 桜井 新君
新君 中川 秀直君

予算委員
辞任 中川 秀直君 桜井 新君
新君 中川 秀直君

予算委員
辞任 中川 秀直君 桜井 新君
新君 中川 秀直君

予算委員
辞任 中川 秀直君 桜井 新君
新君 中川 秀直君

予算委員
辞任 中川 秀直君 桜井 新君
新君 中川 秀直君

予算委員
辞任 中川 秀直君 桜井 新君
新君 中川 秀直君

予算委員
辞任 中川 秀直君 桜井 新君
新君 中川 秀直君

予算委員
辞任 中川 秀直君 桜井 新君
新君 中川 秀直君

予算委員
辞任 中川 秀直君 桜井 新君
新君 中川 秀直君

予算委員
辞任 中川 秀直君 桜井 新君
新君 中川 秀直君

予算委員
辞任 中川 秀直君 桜井 新君
新君 中川 秀直君

予算委員
辞任 中川 秀直君 桜井 新君
新君 中川 秀直君

決算委員

辞任

佐藤 静雄君
新井 将敏君
佐藤 静雄君

補欠

新井 将敏君
佐藤 静雄君

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

吉田 治君
塚田 延充君
吉田 治君

補欠

塚田 延充君
吉田 治君

文教委員

辞任

井上 喜一君
栗本慎一郎君
井上 喜一君

補欠

栗本慎一郎君
井上 喜一君

厚生委員

辞任

小野 晋也君
近藤 鉄雄君
塩崎 恭久君
根本 匠君
堀之内久男君
塚田 延充君
岸本 光造君
岸本 光造君
田野瀬良太郎君
岸田 文雄君
志賀 節君
田中 直紀君
松田 忠洋君
吉田 治君
塚田 延充君

補欠

松田 忠洋君
志賀 節君
田中 直紀君
岸田 文雄君
岸本 光造君
吉田 治君
田野瀬良太郎君
堀之内久男君
根本 匠君
近藤 鉄雄君
塩崎 恭久君
小野 晋也君
塚田 延充君

農林水産委員

辞任

金子徳之介君
廣野ただし君
金子徳之介君

補欠

金子徳之介君
廣野ただし君

商工委員

辞任

川端 達夫君
武山百合子君
高木 義明君
渡辺浩一郎君
武山百合子君

補欠

高木 義明君
渡辺浩一郎君
川端 達夫君
武山百合子君

運輸委員

辞任

高木 義明君
川端 達夫君
高木 義明君

補欠

川端 達夫君
高木 義明君

環境委員

辞任

金子徳之介君
廣野ただし君
金子徳之介君

補欠

廣野ただし君
金子徳之介君

(特別委員選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり特別委員を指名した。

税制改革に関する特別委員

石原 伸晃君
金子 一義君
近藤 鉄雄君
高鳥 修君
中馬 弘毅君
野田 実君
藤井 孝男君
堀之内久男君
村山 達雄君
石田 勝之君
太田 誠一君
川端 達夫君
北橋 健治君
須藤 浩君
津島 雄二君
村井 仁君
山本 幸三君
吉田 隆一君
池田 隆一君
北沢 清功君
早川 勝君
五十嵐ふみ子君
佐々木陸海君

江藤 隆美君
龜井 善之君
塩谷 立君
谷 洋一君
西田 司君
林 義郎君
穂積 良行君
町村 信孝君
山中 貞則君
今井 宏君
加藤 六月君
北側 一雄君
左藤 恵君
谷口 隆義君
二見 伸明君
山名 靖英君
山本 孝史君
伊東 秀子君
遠藤 登君
永井 哲男君
渡辺 嘉藏君
田中 甲君

一、去る十八日、税制改革に関する特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。

委員長 高鳥 修君

(理事互選)

一、去る十八日、税制改革に関する特別委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

理事

石原 伸晃君
中馬 弘毅君
左藤 恵君
二見 伸明君
江藤 隆美君
町村 信孝君
津島 雄二君
早川 勝君

(理事補欠選任)

一、昨二十四日、税制改革に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 加藤 六月君(理事左藤恵君昨二十四日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制改革に関する特別委員

近藤 鉄雄君
塩谷 立君
谷 洋一君
西田 司君
村山 達雄君
村井 仁君
五十嵐ふみ子君
果原 裕康君
七条 明君
田野瀬良太郎君
長勢 甚遠君
横内 正明君
横内 正明君
上田 清司君
村井 仁君
枝野 幸男君
川端 達夫君
安倍 基雄君
五十嵐ふみ子君

補欠

七条 明君
長勢 甚遠君
田野瀬良太郎君
横内 正明君
横内 正明君
上田 清司君
村井 仁君
枝野 幸男君
川端 達夫君
安倍 基雄君
五十嵐ふみ子君

一、去る十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

規制緩和に関する特別委員

村井 仁君
宮本 一三君
佐々木陸海君
寺前 巖君
村井 仁君

補欠

宮本 一三君
寺前 巖君
村井 仁君

寺前 巖君

一、去る二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する調査特別委員

小沢 一郎君
太田 昭宏君
吹田 悞君
枝野 幸男君
古賀 敬章君
竹内 譲君
西川太一郎君
竹内 譲君
古賀 敬章君
宇佐美 登君
吹田 悞君
太田 昭宏君
小沢 一郎君
枝野 幸男君

補欠

辞任

亀井 善之君
塩谷 立君
谷 洋一君
林 義郎君
村山 達雄君
山本 孝史君
佐々木陸海君
古屋 圭司君
岸田 文雄君
岸本 光造君
栗原 裕康君
中田 宏君
矢島 恒夫君
矢島 恒夫君
林 義郎君
谷 洋一君
村山 達雄君
山本 孝史君
佐々木陸海君

補欠

税制改革に関する特別委員

亀井 善之君
塩谷 立君
谷 洋一君
林 義郎君
村山 達雄君
山本 孝史君
佐々木陸海君
古屋 圭司君
岸田 文雄君
岸本 光造君
栗原 裕康君
中田 宏君
矢島 恒夫君
矢島 恒夫君
林 義郎君
谷 洋一君
村山 達雄君
山本 孝史君
佐々木陸海君

補欠

一、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制改革に関する特別委員

長勢 甚遠君
塩谷 立君

補欠

一、昨二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制改革に関する特別委員

野田 実君
林 義郎君
村山 達雄君

補欠

金田 英行君
岸田 文雄君
栗原 裕康君

補欠

山中 貞則君 橋 康太郎君
北橋 健治君 高木 義明君
須藤 浩君 武山百合子君
山本 孝史君 渡辺浩一郎君
佐々木陸海君 矢島 恒夫君
渡辺浩一郎君 中田 宏君
金田 英行君 野田 実君
岸田 文雄君 林 義郎君
栗原 裕康君 村山 達雄君
橋 康太郎君 山中 貞則君
高木 義明君 北橋 健治君
武山百合子君 須藤 浩君
中田 宏君 山本 孝史君
矢島 恒夫君 佐々木陸海君

(議案提出)
一、去る二十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
一、昨二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案
蘭系価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律案
農産物価格安定法の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律案
関税定率法等の一部を改正する法律案
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案
(議案付託)
一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)
以上三件 内閣委員会 付託
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第十号)
以上二件 法務委員会 付託

(調査要求承認)
一、大蔵委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十八日これを承認した。
国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、国の会計に関する事項
二、税制に関する事項
三、関税に関する事項
四、金融に関する事項
五、証券取引に関する事項
六、外国為替に関する事項
七、国有財産に関する事項
八、専売事業及びたばこ事業に関する事項
九、印刷事業に関する事項
十、造幣事業に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成六年十月十八日
大蔵委員長 宮地 正介
衆議院議長 土井たか子殿
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十九日これを承認した。
国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、農林水産業の振興に関する事項
二、農林水産物に関する事項
三、農林水産業団体に関する事項
四、農林水産金融に関する事項
五、農林漁業災害補償制度に関する事項
二、調査の目的
農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成六年十月十九日
農林水産委員長 中西 續介
衆議院議長 土井たか子殿

六、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項
七、鉱業と一般公益との調整等に関する事項
二、調査の目的
一、日本経済の総合的の基本施策の樹立並びに総合調整のため
二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成六年十月十九日
商工委員長 白川 勝彦
衆議院議長 土井たか子殿

国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、労働関係の基本施策に関する事項
二、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項
二、調査の目的
労働行政の実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成六年十月十九日
労働委員長 松岡満壽男
衆議院議長 土井たか子殿
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十日これを承認した。

平成六年十月二十五日 衆議院會議録第七号 議長の報告 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、行政機構並びにその運営に関する事項
- 二、恩給及び法制一般に関する事項
- 三、公務員の制度及び給与に関する事項
- 四、栄典に関する事項

二、調査の目的

国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
平成六年十月二十日
内閣委員長 田中 恒利
衆議院議長 土井たか子殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、通信行政に関する事項
- 二、郵政事業に関する事項
- 三、郵政監察に関する事項
- 四、電気通信に関する事項
- 五、電波監理及び放送に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成六年十月二十日

衆議院議長 土井たか子殿
通信委員長 高橋 一郎

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国の安全保障に関する事項

二、調査の目的

国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
平成六年十月二十日
安全保障委員長 近藤 豊
衆議院議長 土井たか子殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二十一日いづれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、文教行政の基本施策に関する事項
- 二、学校教育に関する事項
- 三、社会教育に関する事項
- 四、体育に関する事項
- 五、学術研究及び宗教に関する事項
- 六、国際文化交流に関する事項
- 七、文化財保護に関する事項

二、調査の目的

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
平成六年十月二十一日
文教委員長 伊吹 文明
衆議院議長 土井たか子殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、環境保全の基本施策に関する事項
- 二、公害の防止に関する事項
- 三、自然環境の保護及び整備に関する事項
- 四、快適環境の創造に関する事項
- 五、公害健康被害救済に関する事項
- 六、公害紛争の処理に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。
平成六年十月二十一日
環境委員長 持永 和見
衆議院議長 土井たか子殿

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
平成六年十月二十一日
内閣総理大臣 村山 富市

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第一号中「二十九万四千円」を「二十九万九千円」に改め、同項第二号中「五万五円」を「五万五千円」に改める。

第十一条第四項中「千円」を「二千円」に改める。

第十二条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第一号又は第三号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域(以下「島等」という。)に所在する官署で人事院規則で定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設(以下「橋等」という。)を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に算入される運賃又は料金(以下「特別運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(前項の規定による額が四万円以下となる職員を除く。)の通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、人事院規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額及びその額を負担しないものとした場合における同項の規定による額の合計額とする。

第十九条の二第二項中「三千二百円」を「三千三百円」に、「一万四千円」を「一万五千円」に、「五千六百円」を「六千円」に、「四千八百円」を「四千九百五十円」に、「二万二千円」を「二万二千五百円」に、「八千四百円」を「九千円」に改め、同条第二項中「一万五千円」を「一万六千円」に改める。

第十九条の四第二項中「百分の二百」を「百分の百九十」に改める。

第二十二條第一項中「三万七千五百円」を「三万八千円」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表 (第六条関係)

イ 行政職俸給表 (一)

職級の 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	132,300	167,200	180,500	212,400	229,700	249,500	268,500	286,300	323,400	362,000	411,400
2	187,300	220,400	187,300	220,400	229,700	255,300	277,600	299,000	335,300	374,500	426,400
3	136,500	173,700	183,900	228,600	247,100	267,100	286,900	308,900	347,200	387,200	441,500
4	141,000	180,500	200,500	237,200	255,600	276,000	296,200	319,200	359,100	399,900	456,700
5	145,900	186,200	207,500	245,900	263,900	284,900	305,800	329,500	371,000	412,900	471,800
6	151,600	191,100	215,200	254,300	272,300	293,800	315,500	339,700	383,000	425,700	487,200
7	157,400	195,900	222,800	262,500	280,700	303,000	325,400	349,800	395,300	438,400	502,800
8	163,200	200,700	230,000	270,700	288,900	312,300	335,200	359,900	407,600	451,100	518,600
9	167,600	205,100	236,400	276,700	297,200	321,700	345,100	370,000	419,900	463,800	534,300
10	171,000	209,500	242,600	286,800	305,500	331,400	354,900	380,100	431,700	476,500	549,900
11	173,900	213,900	248,700	294,400	313,700	341,300	364,800	390,200	443,200	487,700	562,000
12	176,600	218,300	254,400	302,100	321,700	351,100	374,000	400,200	454,500	498,100	570,000
13	179,200	222,600	260,100	309,600	329,700	360,800	383,100	410,300	464,100	506,900	577,600
14	181,400	226,000	265,500	317,100	337,400	370,200	391,200	420,000	472,000	514,100	583,800
15	183,500	229,100	270,800	323,900	343,700	378,700	398,300	427,700	479,800	518,700	588,600
16	185,100	232,200	275,700	330,300	349,600	385,600	404,800	435,000	485,200		
17		235,300	280,200	335,000	354,900	392,200	410,500	439,600	489,800		
18		238,200	284,100	339,200	359,300	396,800	415,400	444,500	494,100		
19		240,200	287,700	343,300	363,400	401,300	420,100	448,900			
20			290,600	346,300	367,200	405,800	424,400	452,800			
21			293,400	349,200	370,500	410,200	428,300	456,600			
22			296,100	352,000	373,800	414,300	432,000				
23			298,800	355,000	377,200	418,000					
24			301,300	358,100	380,500	421,600					
25			303,800	361,000	383,300						
26			306,200	363,800	386,100						
27			308,600	366,200							
28			311,000	368,600							
29			313,400								
30			315,700								
31			317,900								
32			320,100								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職等の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	161,300	179,000	195,700	220,500	248,100
2	118,500	167,800	184,500	201,400	227,200	255,200
3	122,200	173,400	190,100	207,500	233,900	262,400
4	125,800	178,900	195,700	213,900	240,700	270,200
5	129,200	183,800	201,300	220,400	247,400	278,000
6	133,200	188,700	207,300	226,900	254,100	286,200
7	137,800	193,600	213,400	232,900	260,800	294,500
8	142,500	198,500	219,400	238,700	266,800	303,000
9	148,300	203,400	225,400	244,400	272,300	311,400
10	154,300	208,400	231,200	250,100	277,900	319,600
11	161,100	213,500	236,700	255,400	283,600	327,700
12	167,600	218,400	242,100	260,500	289,300	335,800
13	173,100	223,200	247,300	265,600	295,000	343,700
14	178,900	227,900	252,300	270,700	300,600	350,800
15	182,600	232,500	257,200	275,700	306,200	357,800
16	186,900	236,800	262,000	280,900	311,600	364,700
17	191,100	240,800	267,000	285,500	316,900	371,400
18	195,000	244,700	272,000	289,900	321,800	377,500
19	198,400	248,400	276,700	293,700	326,400	383,100
20	201,100	251,100	281,000	297,300	330,700	388,200
21	204,000	253,400	284,300	300,700	334,800	393,100
22	206,900	255,800	287,300	304,100	338,700	397,400
23	209,700	258,000	290,000	307,200	341,600	400,600
24	212,500	260,200	292,700	310,300	344,400	
25	214,900	262,300	295,100	313,100	346,900	
26	217,200	264,400	297,500	315,800	349,300	
27	219,400	266,700	299,900	318,300	351,700	
28	221,600	268,900	302,300	320,600		
29	223,700	271,000	304,600	322,800		
30	225,700	273,000	306,900	325,000		
31	227,600	275,000	308,900			
32	229,400	276,900				
33		278,800				

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職等の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	213,600	250,800	290,200	323,400	362,000	411,400
2	152,500	221,700	259,700	299,800	335,300	374,500	426,400
3	159,000	230,000	266,900	309,500	347,200	387,200	441,500
4	167,800	239,100	278,000	319,500	359,100	398,900	456,700
5	174,600	247,800	287,200	329,800	371,000	412,900	471,900
6	181,600	256,200	296,700	340,000	383,000	425,700	487,200
7	188,300	264,600	306,300	350,000	395,300	438,400	502,800
8	195,000	272,900	315,900	360,000	407,600	451,100	518,600
9	201,600	281,000	325,600	370,000	419,900	463,800	534,300
10	208,400	289,300	335,400	380,100	431,700	476,500	549,900
11	216,100	297,500	345,200	390,200	443,200	487,700	562,000
12	223,400	305,800	355,000	400,200	454,500	498,100	570,000
13	230,500	313,800	364,700	410,300	464,100	506,900	577,600
14	236,900	321,700	374,100	420,000	472,000	514,100	583,800
15	243,100	329,700	383,200	427,700	479,800	518,700	588,600
16	249,200	337,000	391,200	435,000	485,200		
17	254,800	342,500	398,300	439,900	489,800		
18	260,200	346,800	402,900	444,500	494,100		
19	265,500	350,900	407,300	448,900			
20	270,800	354,500	411,800	452,800			
21	275,700	358,000	416,200	456,600			
22	280,200	361,000	420,500				
23	284,100	364,000	424,700				
24	287,700	366,900	428,300				
25	290,600						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表 (第六条関係)

職級の 号 俸	1 級 俸給月額 円	2 級 俸給月額 円	3 級 俸給月額 円	4 級 俸給月額 円	5 級 俸給月額 円	6 級 俸給月額 円	7 級 俸給月額 円	8 級 俸給月額 円	9 級 俸給月額 円	10 級 俸給月額 円	11 級 俸給月額 円
1	—	—	207,600	240,600	258,300	278,800	298,000	318,600	350,100	385,600	425,800
2	147,700	190,000	214,900	249,100	268,100	288,000	307,700	328,600	360,100	398,000	438,000
3	153,900	196,900	221,500	257,900	276,900	297,200	317,500	338,600	370,200	410,400	450,200
4	160,800	203,600	228,100	266,700	285,900	306,700	327,300	348,600	380,400	422,100	462,400
5	167,900	209,000	234,500	275,500	294,600	316,500	337,100	358,600	390,900	433,400	474,900
6	175,100	213,300	241,700	284,300	303,200	326,300	346,900	368,600	401,200	443,900	487,200
7	183,200	217,300	248,800	293,000	312,000	336,100	356,700	378,700	411,700	454,300	502,800
8	190,100	221,700	254,500	301,300	320,800	345,900	366,700	389,200	422,100	464,800	518,600
9	192,800	224,800	260,100	309,600	329,200	355,600	376,800	399,500	432,500	475,000	534,300
10	195,500	228,000	265,700	317,600	337,600	365,500	387,000	410,000	442,800	485,300	548,900
11	197,500	231,000	271,100	325,600	345,000	375,600	397,200	420,400	453,100	495,600	562,000
12	199,400	234,000	276,400	333,500	351,500	385,800	407,400	430,700	463,200	505,900	570,000
13	201,200	237,000	280,900	339,300	357,900	396,000	417,700	440,900	473,200	516,000	577,600
14	202,800	240,000	285,200	344,200	364,200	406,200	425,800	451,100	483,100	523,800	583,800
15		242,100	289,000	348,900	370,000	416,100	433,800	460,300	492,500	528,200	588,600
16			292,700	353,300	375,700	423,200	441,000	468,400	497,500		
17			294,900	357,000	380,800	430,000	448,900	473,500	501,900		
18				360,400	385,100	435,700	452,600	478,400	506,000		
19				363,500	388,400	440,400	457,200	483,200			
20				366,500	393,300	445,000	461,700	487,200			
21				369,200	398,100	449,300	465,600	491,000			
22				371,900		453,500	469,300				
23				374,300		457,200					
24						480,800					

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるところに適用する。

別表第四 公安職俸給表 (第六条関係)

公安職俸給表 (一)

職階の別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	154,100	169,200	194,500	225,600	259,800	278,800	298,000	318,600	350,100	385,600	425,800
3	160,700	176,100	202,300	232,900	268,700	288,000	307,700	328,600	360,100	396,000	436,000
4	167,500	185,100	210,100	241,000	277,700	297,200	317,500	338,600	370,200	402,400	442,400
5	174,200	194,300	217,100	258,600	295,600	316,500	337,100	358,600	390,900	433,400	474,900
6	182,500	201,400	223,900	267,500	304,200	326,300	346,900	368,600	401,200	443,900	487,200
7	191,600	208,400	230,700	276,400	313,000	336,100	356,700	378,700	411,700	454,300	502,800
8	198,700	215,300	237,300	285,300	321,400	345,900	366,700	388,200	422,100	464,600	518,600
9	205,700	221,600	245,200	294,200	330,100	355,600	376,800	398,500	432,500	475,000	534,300
10	212,600	228,000	252,900	302,300	338,600	365,500	387,000	410,000	442,800	485,300	549,900
11	218,600	234,600	260,700	310,500	347,100	375,600	397,200	420,400	453,100	495,600	562,000
12	225,200	241,300	268,500	318,700	355,800	385,800	407,400	430,700	463,200	505,900	570,000
13	231,800	248,900	276,400	326,900	364,000	396,000	417,700	440,900	473,200	516,000	577,600
14	238,400	256,400	284,000	335,200	372,400	406,200	425,800	451,100	483,100	523,800	583,800
15	246,000	264,100	291,600	343,000	380,800	416,100	433,800	460,300	492,500	528,200	588,600
16	253,500	271,700	299,500	350,900	389,000	423,200	441,000	468,400	497,500	535,000	—
17	260,700	278,700	307,600	358,800	397,000	430,000	448,900	473,500	501,900	—	—
18	267,400	285,700	315,800	366,800	404,100	435,700	452,600	478,400	506,000	—	—
19	273,700	292,800	324,100	374,700	410,800	440,400	457,200	483,200	—	—	—
20	280,200	299,700	331,800	382,400	415,100	445,000	461,700	487,200	—	—	—
21	286,800	306,600	339,700	390,000	419,300	449,300	465,600	491,000	—	—	—
22	293,200	313,400	347,600	397,100	423,300	453,500	469,300	—	—	—	—
23	299,800	320,200	355,600	403,600	427,200	457,200	—	—	—	—	—
24	306,100	326,900	363,500	407,900	431,000	460,800	—	—	—	—	—
25	312,100	333,700	371,200	411,900	434,200	—	—	—	—	—	—
26	318,300	340,600	378,800	415,600	437,400	—	—	—	—	—	—
27	324,200	347,700	385,900	419,300	—	—	—	—	—	—	—
28	329,800	354,000	392,400	423,100	—	—	—	—	—	—	—
29	334,300	359,600	396,700	426,100	—	—	—	—	—	—	—
30	338,600	364,600	400,700	429,100	—	—	—	—	—	—	—
31	343,200	369,600	404,400	—	—	—	—	—	—	—	—
32	347,800	373,000	408,100	—	—	—	—	—	—	—	—
33	350,400	376,300	411,900	—	—	—	—	—	—	—	—
34	—	379,600	414,900	—	—	—	—	—	—	—	—
35	—	383,000	417,800	—	—	—	—	—	—	—	—
36	—	385,700	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職階の別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	207,600	240,600	259,300	278,800	298,000	318,600	360,100	385,600	425,300
2	147,700	130,000	214,900	249,100	268,100	288,000	307,700	328,600	360,100	398,000	438,000
3	154,100	136,900	221,500	257,900	276,900	297,200	317,500	338,600	370,200	410,400	450,200
4	161,500	203,600	228,100	286,700	285,900	308,700	327,300	348,600	380,400	422,100	462,400
5	169,200	209,000	234,500	275,500	294,600	318,500	337,100	358,600	390,900	433,400	474,900
6	176,900	214,200	241,700	284,300	303,200	326,300	346,900	368,600	401,200	443,900	487,200
7	183,700	219,000	248,800	293,000	312,000	336,100	356,700	378,700	411,700	454,300	502,800
8	190,100	223,800	255,300	301,300	320,800	345,900	366,700	388,200	422,100	464,600	518,600
9	194,200	228,300	261,600	306,600	329,200	355,600	376,800	398,500	432,500	475,000	534,300
10	198,200	232,700	267,900	317,600	337,600	365,500	387,000	410,000	442,800	485,300	549,900
11	202,200	237,400	274,000	325,600	345,700	375,600	397,200	420,400	453,100	495,600	562,000
12	206,100	242,600	279,800	333,500	353,400	385,800	407,400	430,700	463,200	505,900	570,000
13	209,800	247,800	285,500	340,400	361,000	396,000	417,700	440,900	473,200	516,000	577,600
14	213,200	252,800	291,200	346,300	368,600	406,200	426,800	451,100	483,100	523,800	583,800
15	216,500	257,400	297,000	351,900	375,500	416,100	433,800	460,300	492,500	528,200	588,600
16	219,700	261,600	301,900	357,100	381,800	423,200	441,000	468,400	497,500		
17	222,800	265,300	306,800	361,300	387,800	430,000	446,900	473,500	501,800		
18	225,500	269,000	311,200	365,000	392,500	435,700	452,600	478,400	506,000		
19	228,000	271,100	314,900	368,700	397,000	440,400	457,200	483,200			
20	230,300		317,600	372,200	401,100	445,000	461,700	487,200			
21	232,300		320,400	375,600	404,700	449,300	465,600	491,000			
22			323,100	378,400	407,500	453,500	469,300				
23			325,700	381,100		457,200					
24			328,400	383,500		460,800					
25			331,000								
26			333,200								

備考 この表は、検査庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表 (第六条関係)

イ 海事職俸給表 (一)

職級の別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	244,800	285,700	319,800	356,500	440,600
2	158,800	210,000	253,000	296,800	330,800	369,500	453,800
3	168,000	218,300	261,300	307,800	342,000	382,500	466,900
4	177,300	226,400	271,300	318,700	352,900	395,400	480,000
5	186,700	233,800	281,200	329,400	363,800	408,200	492,800
6	196,700	241,100	291,100	339,800	374,600	420,800	505,300
7	206,400	247,600	300,500	350,000	385,100	433,300	517,800
8	212,700	254,000	308,700	359,700	395,400	445,800	529,700
9	218,400	261,400	318,900	369,300	405,400	457,900	540,700
10	222,800	268,400	326,200	378,300	415,300	469,400	549,900
11	226,300	275,100	334,400	388,900	425,100	480,800	559,000
12	229,700	281,300	342,300	396,400	434,700	492,100	567,300
13	233,100	286,900	350,100	405,800	443,800	502,100	574,900
14	236,300	292,400	357,800	414,900	452,900	511,100	580,700
15	239,500	297,200	365,500	422,800	460,300	519,100	585,300
16	242,700	301,900	372,900	430,700	468,800	526,700	
17	246,000	306,500	380,200	438,500	472,800	533,500	
18	249,200	309,800	387,000	444,400	478,600	538,700	
19	251,300		391,000	449,100	484,200	543,700	
20			394,900	453,800	489,600	547,900	
21			398,800	458,400	494,200	552,000	
22			402,800	462,800	498,300		
23			406,400	467,100	502,200		
24			410,100	471,300	506,100		
25			413,700	475,100			
26			417,100	478,800			
27			420,500	482,500			
28			423,900				

備考 この表は、造洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表 (二)

職級の別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	196,100	223,400	253,800	285,300
2	134,800	168,500	204,500	230,200	261,700	293,200
3	136,300	176,100	210,300	237,400	269,800	301,100
4	143,000	184,400	216,600	245,300	277,400	309,000
5	148,500	191,500	223,300	253,400	284,300	317,000
6	154,300	197,600	230,100	261,200	290,900	325,300
7	161,000	203,700	237,300	268,800	297,300	333,700
8	166,200	209,700	245,100	275,400	303,500	342,200
9	175,200	214,400	253,000	281,700	309,500	350,600
10	183,100	220,200	260,600	288,000	315,500	359,000
11	190,100	226,100	267,800	294,000	321,600	367,400
12	196,100	232,100	274,100	299,800	327,700	376,100
13	202,000	237,700	280,300	304,800	333,800	384,400
14	206,900	243,600	286,500	309,800	339,800	392,400
15	211,800	249,500	292,000	314,800	345,500	399,700
16	216,700	255,200	297,400	319,600	351,000	406,800
17	221,500	260,800	302,200	323,900	356,100	413,500
18	225,900	266,100	307,000	328,100	360,900	419,900
19	230,600	271,400	311,600	332,200	364,400	426,000
20	234,800	276,000	315,600	335,800	367,900	431,700
21	237,800	279,900	319,200	339,400	371,400	436,900
22	240,700	283,100	322,800	342,500	374,800	441,400
23	242,700	286,200	325,400	345,300	378,200	445,100
24		288,900	328,200	348,100	381,600	
25		291,400	330,600	350,800	384,600	
26		293,800	333,100	353,300	387,500	
27		296,200	335,700	355,800	390,400	
28		298,300	338,200	358,300		
29		300,400	340,700			
30			342,900			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表 (第六関係)

イ 教育職俸給表 (一)

職階の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	158,100	188,800	243,500	277,900	349,000
2	158,100	188,800	252,300	288,800	361,000
3	165,900	207,100	261,300	299,800	373,000
4	175,600	215,600	270,600	310,800	385,000
5	185,700	224,500	280,400	321,800	397,200
6	193,100	233,300	290,300	333,000	409,200
7	200,200	242,100	300,500	344,000	421,100
8	207,500	250,900	310,800	355,100	433,000
9	215,400	259,700	320,700	366,100	445,000
10	224,100	268,700	330,500	377,000	457,000
11	230,900	277,800	340,300	387,600	469,200
12	238,100	286,700	350,000	397,100	481,500
13	247,000	295,600	359,800	406,500	494,000
14	254,800	303,300	369,500	415,700	506,800
15	261,700	311,000	379,000	424,600	519,500
16	268,800	317,800	387,100	433,100	531,900
17	275,200	324,400	397,200	441,400	543,000
18	281,600	331,100	405,700	449,500	554,000
19	287,900	337,600	413,900	457,300	564,700
20	293,700	343,900	421,900	464,800	574,800
21	299,600	350,200	429,600	472,500	584,000
22	305,100	356,500	437,200	480,000	591,100
23	310,200	362,700	444,000	486,800	596,200
24	315,300	368,800	450,700	493,500	601,000
25	319,500	374,800	455,500	499,600	
26	323,600	380,200	459,400	503,900	
27	327,500	384,400	463,300	507,500	
28	331,200	388,200	467,200	511,000	
29	334,000	391,900	470,500		
30	336,700	395,500	473,700		
31	339,400	399,100			
32	342,100	402,700			
33	344,700	406,200			
34	347,300	409,400			
35	349,900	412,500			
36	352,400	415,500			
37	354,800				
38	357,200				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表 (二)

職階の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	144,800	187,300	298,900	396,000
2	151,200	193,500	308,800	408,200
3	158,100	200,500	316,700	418,500
4	165,800	207,800	323,600	428,700
5	174,800	214,900	338,500	438,900
6	183,900	222,500	348,400	449,200
7	190,300	230,300	358,300	459,500
8	198,700	238,300	368,200	469,800
9	203,100	246,800	378,100	480,400
10	209,800	255,100	388,100	491,100
11	216,600	264,800	398,100	501,900
12	223,800	274,100	408,000	511,600
13	231,300	283,600	417,500	520,300
14	239,900	293,200	426,900	528,000
15	248,700	302,800	436,300	532,600
16	254,300	312,400	445,700	
17	261,800	322,000	455,000	
18	269,200	332,000	464,400	
19	275,800	341,700	473,800	
20	282,400	351,200	482,400	
21	289,400	360,700	490,800	
22	294,500	370,100	499,000	
23	300,600	379,500	508,000	
24	306,700	388,400	516,200	
25	312,700	396,700		
26	318,700	405,000		
27	324,700	413,400		
28	330,300	421,700		
29	334,500	428,900		
30	339,500	435,900		
31	342,300	441,700		
32	345,800	446,300		
33	348,600	451,800		
34	351,300	456,300		
35	353,900	459,300		
36	356,400			
37	359,900			
38	361,100			
39	363,300			
40				

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。
(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に7,000円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職俸給表 (三)

職階の号	1	2	3	4
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	144,800	180,200	259,000	393,700
2	151,200	188,300	268,900	402,700
3	158,100	177,100	278,900	411,700
4	165,800	187,300	288,900	420,700
5	174,600	198,900	298,900	429,800
6	183,900	200,500	308,800	438,000
7	190,300	207,600	318,700	448,400
8	196,600	214,900	328,600	457,300
9	202,900	222,500	338,500	465,600
10	209,200	230,300	348,300	473,700
11	215,600	238,300	358,100	481,400
12	222,200	246,600	367,200	489,000
13	228,300	255,100	376,100	495,700
14	236,100	264,600	385,000	501,000
15	242,900	274,100	393,800	505,100
16	249,400	283,600	402,300	
17	255,700	293,200	410,700	
18	262,000	302,800	419,200	
19	267,900	312,400	427,600	
20	273,400	322,300	436,000	
21	278,700	331,800	443,900	
22	283,700	341,500	450,900	
23	288,500	351,300	457,100	
24	292,400	359,500	462,700	
25	296,200	367,900	467,200	
26	299,800	376,100	471,000	
27	302,900	384,000	474,200	
28	305,500	391,700	477,200	
29	308,000	398,700		
30	310,300	405,700		
31	312,700	412,500		
32	314,800	418,700		
33		424,800		
34		430,100		
35		434,700		
36		439,100		
37		442,900		
38		445,500		
39				

備考 (一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額を、この表の額に6,900円をそれぞれ加算した額とする。

ニ 教育職俸給表 (四)

職階の号	1	2	3	4	5
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	199,800	243,500	299,800	344,000	444,900
2	166,700	207,700	252,300	310,800	456,900
3	177,100	215,900	261,300	321,800	469,000
4	188,000	224,700	270,600	333,000	481,100
5	198,800	233,400	280,400	344,000	493,500
6	205,400	242,100	290,300	355,100	506,200
7	212,400	250,800	300,900	366,100	519,100
8	219,700	259,700	311,700	377,000	531,600
9	227,100	268,700	322,800	387,600	542,700
10	234,500	277,800	333,800	398,400	553,700
11	241,900	286,900	344,800	409,200	564,400
12	250,200	296,600	355,800	421,100	574,500
13	258,000	306,300	366,600	433,000	583,700
14	265,500	316,200	377,200	445,000	590,900
15	272,800	325,800	387,500	457,000	598,000
16	280,100	334,900	397,400	469,100	600,800
17	287,000	344,000	407,000	481,200	
18	293,500	352,800	416,000	493,600	
19	299,700	361,700	424,800	506,300	
20	305,400	370,400	433,100	517,600	
21	310,800	379,100	441,100	525,000	
22	316,300	387,800	449,800	532,200	
23	321,700	396,400	458,000	539,300	
24	326,600	404,900	465,200	546,300	
25	331,300	413,100	470,100	552,500	
26	335,800	421,000	476,100	557,400	
27	339,200	428,700	482,100	561,700	
28	342,600	435,900	486,500		
29	345,900	443,000	490,300		
30	349,400	449,300	493,800		
31	352,900	455,200			
32	355,900	461,100			
33	358,900	465,100			
34	361,800	468,500			
35	364,700	471,800			

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教長、助教長、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表 (第六条関係)

職階の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	247,700	288,400	333,000
2	132,400	178,500	257,300	298,300	345,200
3	136,600	188,400	287,000	308,600	357,300
4	141,700	197,700	276,800	319,000	369,400
5	147,700	206,200	286,600	329,600	381,600
6	155,300	215,200	296,400	340,100	394,800
7	163,300	223,300	306,500	350,200	408,100
8	171,700	231,400	316,700	360,000	422,100
9	179,600	239,500	326,900	369,700	436,100
10	186,500	247,600	336,800	379,400	450,000
11	193,600	255,800	346,000	389,100	463,900
12	200,800	262,700	354,700	398,700	477,800
13	208,100	269,900	363,000	408,200	491,600
14	215,400	276,900	370,400	417,700	505,100
15	223,500	283,800	377,500	427,200	518,400
16	231,500	290,500	384,500	436,700	531,700
17	237,600	297,366	391,300	446,100	545,200
18	243,700	304,100	398,100	455,400	558,700
19	249,600	311,100	404,800	464,500	565,300
20	255,400	318,100	411,000	472,200	572,800
21	261,000	325,000	416,800	479,900	579,000
22	266,600	331,900	422,300	485,400	584,400
23	272,000	338,800	427,400	490,100	588,600
24	277,300	344,300	432,000	494,100	
25	282,400	349,600	436,300		
26	286,600	353,700	439,900		
27	290,600	357,600	443,400		
28	293,700	361,500			
29	296,800	365,300			
30	299,700	369,100			
31	302,400				
32	304,900	372,300			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表 (第六条関係)

イ 医療職俸給表 (一)

職階の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	288,000	325,800	417,100
2	230,700	299,800	337,900	429,800
3	240,100	311,700	350,100	442,100
4	250,500	323,700	362,500	454,200
5	261,200	335,700	374,700	466,300
6	272,800	347,800	386,800	478,400
7	284,500	359,900	399,400	490,100
8	298,300	372,100	412,300	501,600
9	308,000	384,300	424,800	512,900
10	319,400	396,700	437,000	524,200
11	329,200	408,000	449,100	535,500
12	338,600	418,500	460,700	546,300
13	347,900	428,600	472,200	557,100
14	357,100	438,400	483,500	567,800
15	366,300	448,200	494,700	577,800
16	375,400	457,800	505,700	587,300
17	384,400	467,400	516,400	596,100
18	392,500	477,000	527,100	603,300
19	397,900	484,600	537,700	608,600
20	403,300	491,800	546,000	613,400
21	409,400	498,300	554,100	
22		503,100	559,700	
23		507,600	565,000	
24		512,300	570,100	
25		516,800	574,600	
26		520,500	578,900	

備考 この表は、病院、診療所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

官 報 (号 外)

ロ 医療職俸給表 (二)

職員の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	136,700	172,400	200,500	222,700	258,300	299,000	333,700	400,000
2	142,200	178,700	207,000	230,600	267,500	308,900	345,500	412,800
3	148,700	185,000	213,800	238,900	276,800	318,800	357,400	425,700
4	155,300	191,300	221,600	247,200	286,100	328,700	369,300	438,900
5	162,400	197,500	229,400	255,500	295,400	338,600	381,200	452,200
6	169,600	203,600	237,500	263,800	304,700	348,500	393,300	465,500
7	175,600	209,600	245,600	272,100	314,300	358,500	405,800	479,600
8	181,500	216,200	251,900	280,600	324,000	368,600	418,400	494,000
9	186,600	223,400	259,000	289,000	333,600	378,900	430,700	507,900
10	191,600	230,300	270,100	297,900	343,300	389,300	442,600	521,600
11	196,400	236,800	278,200	306,100	353,100	399,500	454,200	539,800
12	201,100	243,100	286,200	314,400	362,400	409,700	464,100	557,300
13	205,300	249,400	292,000	322,700	371,500	418,600	472,000	564,400
14	209,700	255,200	300,800	330,800	380,000	427,500	479,800	571,200
15	214,100	260,800	309,800	339,800	387,200	434,900	487,400	576,600
16	218,500	266,200	317,500	345,200	394,100	439,900	491,900	581,100
17	222,800	271,500	324,700	351,200	400,000	444,500	496,200	
18	226,300	276,400	331,500	357,100	405,700	448,900		
19	229,400	281,100	336,600	361,400	410,500	452,800		
20	232,400	284,700	341,300	365,800	414,900	456,600		
21	234,900	287,500	345,300	369,700	419,200			
22	238,900	290,300	348,500	373,400	422,900			
23	242,800	293,800	351,500	376,900	426,500			
24	246,700	297,200	354,400	380,100				
25	249,600	300,600	357,300	383,000				
26	252,500	303,900	360,100	385,800				
27	255,400	307,200	362,900	388,600				
28	258,300	310,500	365,700					
29	261,200	313,800	368,500					
30	264,100	317,100	371,300					

備考 この表は、病院、診療所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表 (三)

職員の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	149,600	175,900	213,800	236,800	267,200	302,600	335,600
2	155,000	184,000	222,000	243,900	275,500	312,200	347,500
3	160,900	192,600	229,300	251,100	283,900	322,100	359,400
4	166,800	198,200	236,500	258,300	292,100	332,200	371,300
5	174,800	203,700	243,600	265,700	300,300	342,200	383,300
6	182,900	209,500	250,700	273,200	308,700	352,200	395,800
7	190,900	215,500	257,800	280,800	317,000	362,300	408,900
8	195,800	221,700	265,000	288,400	325,300	372,500	420,900
9	200,700	228,600	272,200	296,000	333,200	382,800	433,100
10	205,700	235,700	279,600	303,800	341,200	393,500	445,200
11	210,700	242,800	287,100	311,500	349,300	404,300	457,300
12	216,000	249,900	294,600	319,100	357,400	414,800	468,400
13	221,000	257,000	302,000	326,600	365,500	425,100	477,900
14	226,500	264,100	309,400	334,100	373,800	435,200	487,100
15	232,000	271,100	316,800	341,600	382,100	445,300	495,700
16	237,500	278,100	323,800	348,800	390,600	454,200	503,200
17	243,000	285,000	330,700	356,100	398,500	463,000	508,200
18	248,500	291,700	337,600	363,300	405,500	471,300	512,500
19	253,900	298,400	344,300	370,500	411,100	478,700	516,500
20	259,100	305,100	351,000	376,800	416,200	483,600	
21	264,300	311,500	357,700	382,700	421,200	487,800	
22	269,600	317,900	364,000	388,500	426,000	491,500	
23	273,300	324,200	370,300	394,000	431,500		
24	277,600	330,300	376,700	400,900			
25	281,800	335,400	382,600	404,500			
26	285,600	340,500	387,400	407,500			
27	289,200	344,100	390,600	410,100			
28	292,100	348,200	393,600				
29	294,900	350,900	396,400				
30	297,600	353,600	398,900				
31	300,300	356,200					
32	302,900	358,800					
33	305,400	361,400					
34	307,800	363,800					
35	310,100	366,200					
36	312,300	368,600					
37	314,500	371,000					
38	316,700						
39	318,900						
40							

備考 この表は、病院、診療所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表 (第六條關係)

号 俸	俸 給 月 額
1	575,000
2	637,000
3	708,000
4	785,000
5	846,000
6	910,000
7	992,000
8	1,073,000
9	1,151,000
10	1,232,000
11	1,304,000
12	1,332,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の改正規定はこの法律の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から、第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は平成七年一月一日から、別表第一から別表第九までの改正規定中別表第六の備考(一)及びハの備考(二)に係る部分並びに附則第九項の規定は同年四月一日から施行する。
- 2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成六年四月一日から適用する。
- 3 平成六年四月一日(以下「切替日」という。)の

前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に連算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

- 4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の法の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
- 5 (切替日前の異動者の号俸等の調整)
切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

- 7 改正後の法の規定を適用する場合において、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
- 8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(人事院規則への委任)

- 9 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和三十九年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第六条中「前三条を」を「第三条及び第四条に改める。

第八条中「から第五条まで」を「及び第四条に改める。

理 由

人事院の国会及び内閣に対する平成六年八月二日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、宿日直手当及び期末手当の額の改定を行うとともに、住居を得ることが著しく困難である島等に所在する官署への通勤のため特別運賃等を負担することを常例とする職員の通勤手当の額の算定について特例措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、平成六年八月二日付けの給与改定に関する人事院勧告を、勧告どおり実施しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 俸給表の改定
全俸給表の全俸給月額を改め、千三百円ないし一万五千円引き上げた額とすること。
- 2 諸手当の改定

(一) 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を二十九万九千円(現行二十九万四千円)に引き上げるとともに、医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を五万五百円(現行五万百円)に引き上げること。

(二) 扶養手当について、満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある扶養親族たる子に係る加算額を一人につき月額二千円(現行千円)に引き上げること。

(三) 通勤手当について、住居を得ることが著しく困難である島等に所在する官署への通勤のため、特別運賃等を負担する職員の支給月額、人事院規則の定めるところにより算出した特別運賃等の額とその額を負担

しないものとした場合の額との合計額とする。

四 宿日直手当について、支給額の限度額を、勤務一回につき、通常の宿日直勤務は三千三百円(現行三千二百円)に、入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務は一万五千円(現行一万四千円)に、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主とする宿日直勤務は六千円(現行五千六百元)(通常の執務時間の二分の一である日の退庁時から引き続く場合は、それぞれ四千九百五十円(現行四千八百円)、二千二百五十円(現行二千二百円)、九千円(現行八千四百円)にそれぞれ引き上げ、常置的な宿日直勤務については月額一万六千円(現行一万五千円)に引き上げる。

五 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百九十(現行百分の二百)に引き下げる。

六 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給限度額を月額三万八千円(現行三万七千五百円)に引き上げる。

3 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行し、平成六年四月一日から適用すること。ただし、通勤手当に関する改正規定は公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から、宿日直手当に関する改正規定は平成七年一月一日から、俸給表に関する改正規定で教育職俸給

表(二)の備考及び教育職俸給表(三)の備考に係る改正部分は同年四月一日から、それぞれ施行すること。

(二) この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

二 議案の可決理由

本案は、平成六年八月二日付けの給与改定に関する人事院勧告にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党の松本善明君から修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

この修正案に対し、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して山口総務庁長官より「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約三百三十億円で

ある。

右報告する。

平成六年十月二十五日
内閣委員長 田中 恒利
衆議院議長 土井たか子殿

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成六年十月二十一日

内閣総理大臣 村山 富市

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百三十一万七千円を」百三十三万二千円に改め、同条第三項中「百六十一万千円を」百六十三万千円に、「八十三万六千円を」八十四万六千円に改める。

第四条第二項中「三万七千五百円を」三万八千円に、「六万八千八百円を」六万九千五百円に改める。

第九条中「三万七千五百円を」三万八千円に改める。

別表第一俸給月額欄中「二、二〇八、〇〇〇円を」二、二三四、〇〇〇円に、「一、六二一、〇〇〇円を」一、六三〇、〇〇〇円に、「一、五〇〇円を」一、五六一、〇〇〇円に、「一、三三三、〇〇〇円を」一、三三七、〇〇〇円に、「一、三三三、〇〇〇円を」一、三三七、〇〇〇円に、「一、二九〇、〇〇〇円を」一、三〇四、〇〇〇円に、「一、一三八、〇〇〇円を」一、一五一、〇〇〇円に改める。

別表第二俸給月額欄中「一、五四三、〇〇〇円を」一、五六一、〇〇〇円に、「一、三三七、〇〇〇円を」一、三三三、〇〇〇円に、「一、二二二、〇〇〇円を」一、二二四、〇〇〇円に、「一、一三八、〇〇〇円を」一、一五一、〇〇〇円に、「一、〇〇五、〇〇〇円を」一、〇一七、〇〇〇円に改める。

別表第三俸給月額欄中「四九二、五〇〇円を」四九八、四〇〇円に、「四五五、五〇〇円を」

「四六一、四〇〇円」に、「四一六、二〇〇円」を「四二二、〇〇〇円」に、「三七五、〇〇〇円」を「三八〇、三〇〇円」に、「三三四、二〇〇円」を「三三八、九〇〇円」に、「三〇〇、八〇〇円」を「三〇五、〇〇〇円」に、「二七五、六〇〇円」を「二七九、五〇〇円」に、「二五五、六〇〇円」を「二五九、二〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成六年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

理 由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特別職の職員について、一般職の職員の給与改定に併せてその俸給月額の改定等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 内閣総理大臣等の俸給月額を次のように引き上げること。(括弧内は現行)
- 内閣総理大臣 二百二十三万四千円(二百二十万八千円)
 - 国務大臣等 百六十三万四千円(百六十一万一千円)
 - 内閣法制局長官等 百五十六万四千円(百五十四万三千円)
 - 政務次官等 百三十三万二千円(百三十一万七千円)
 - 内閣官房副長官等 百三十二万二千円(百三十万七千円)
 - 国家公安委員会委員等 百三十万四千円(百二十九万七千円)
 - 公害等調整委員会の常勤の委員等 百十五万四千円(百十三万八千円)

- 2 大使及び公使の俸給月額について、国務大臣と同額の俸給を受ける大使は百六十三万四千円(現行百六十一万一千円)に、大使五号俸は百五十六万四千円(現行百五十四万三千円)に、大使及び公使の四号俸以下は、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、百三十二万二千円(現行百三十万七千円)ないし八十四万六千円(現行八十三万六千円)にそれぞれ引き上げること。

- 3 秘書官の俸給月額を、一般職の職員の給与改定に準じ、四十九万八千四百円(現行四十九万二千五百円)(八号俸)ないし二十五万九千二百円(現行二十五万五千六百円)(一号俸)にそれぞれ引き上げること。

- 4 常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を日額六万九千五百円(現行六万八千八百円)に引き上げること。

- 5 非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を日額三万八千円(現行三万七千五百円)に引き上げること。

- 6 この法律は、公布の日から施行し、平成六年四月一日から適用すること。
- なお、この法律の適用に関し必要な措置を定めること。

- 二 議案の可決理由
- 本案は、一般職の職員の給与改定の実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費は、約三千万円である。

本案施行に要する経費は、約三千万円である。

平成六年十月二十五日

内閣委員長 田中 恒利

衆議院議長 土井たか子殿

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成六年十月二十一日

内閣総理大臣 村山 富市

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「百分の二・五」を「百分の三」に、「百分の四・五」を「百分の五」に改める。

第十八条第二項中「五千五百七十円」を「五千六百二十円」に改める。

第二十五条第二項中「十万二千二百円」を「十万二千八百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条一第六条関係)

号	俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号	俸	指定職
1	俸給月額	233,300	317,800	355,200	397,600	451,900	1	俸給月額	575,000
2	俸給月額	242,100	328,400	368,200	411,400	468,400	2	俸給月額	637,000
3	俸給月額	252,300	339,300	381,300	425,300	484,900	3	俸給月額	708,000
4	俸給月額	261,700	350,600	394,400	439,300	501,600	4	俸給月額	785,000
5	俸給月額	274,000	361,900	407,500	453,400	518,300	5	俸給月額	846,000
6	俸給月額	283,700	373,100	420,700	467,500	535,100	6	俸給月額	910,000
7	俸給月額	294,900	384,200	434,200	481,500	552,200	7	俸給月額	982,000
8	俸給月額	304,900	395,300	447,700	495,500	569,600	8	俸給月額	1,073,000
9	俸給月額	315,100	406,400	461,200	509,500	586,900	9	俸給月額	1,151,000
10	俸給月額	325,300	417,500	474,200	523,400	604,000	10	俸給月額	1,232,000
11	俸給月額	335,900	428,600	486,800	535,700	617,300	11	俸給月額	1,304,000
12	俸給月額	346,500	439,800	499,200	547,100	629,100			
13	俸給月額	357,300	450,800	509,700	556,700	634,300			
14	俸給月額	368,200	461,300	518,400	564,700	641,200			
15	俸給月額	379,100	468,800	527,000	569,800	646,500			
16	俸給月額	389,900	477,800	532,800					
17	俸給月額	400,500	483,200	538,000					
18	俸給月額	410,800	488,100	543,000					
19	俸給月額	420,800	493,000						
20	俸給月額	429,700	497,400						
21	俸給月額	437,500	501,800						
22	俸給月額	444,700							
23	俸給月額	450,900							
24	俸給月額	456,300							
25	俸給月額	460,600							

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十七条の三、第二十八条の三関係)

[illegible]

(一) 戦時特殊空襲の被害その他の被令で定める官職以外の官職を占める者で陸海、海防又は空防であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸自衛隊、海自衛隊及び航空自衛隊に在籍する他の被令で定める官職以外の官職を占める者で陸海、海防又は空防であるものとする。

(二) この表の陸自衛隊、海自衛隊及び航空自衛隊の(一)欄に定める額の給給の支給を受ける職員は、備考(一)の被令で定める官職に準ずる官職を占める者で被令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の給給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に関する国家公務員との均衡を考慮して、被令で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成六年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

2 平成六年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額額は、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合においては防衛庁の職員の給与等に関する法律(次項において「法」という。))別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合においては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。以下同じ。におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

3 前項の規定により切替日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。))第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

4 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを

受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間における異動者の俸給月額等)

5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧法」という。))の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成六年法律第号)による改正前の一般職給与法別表第一若しくは別表第六(ハを除く。)から別表第九までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用の日又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)

6 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

8 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規

定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理 由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定するとともに、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、防衛庁の職員について、一般職の職員の給与と改定の例に準じてその俸給月額の改定等を行うとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 参事官等及び自衛官の俸給月額を一般職の職員の例に準じて改定すること。

2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当の月額を十万二千八百円(現行十萬千二百円)に引き上げること。

3 自衛官俸給法の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に対する調整手当の支給割合を百分の三(現行百分の二・五)又は百分の五(現行百分の四・五)とすること。

4 営外居住者に対する営外手当の月額を五千六百二十円(現行五千五百七十円)に引き上げること。

5 この法律は、公布の日から施行し、平成六

年四月一日から適用すること。

また、俸給表の改定に伴う所要の切替措置等について規定すること。

なお、事務官等の俸給及び扶養手当等諸手当については、一般職の職員の給与に関する法律の改正によって、同様の改定が行われることとなる。

二 議案の可決理由

本案は、防衛庁職員の給与が一般職の職員の給与との権衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約四百四十億円である。

右報告する。

平成六年十月二十五日

内閣委員長 田中 恒利

衆議院議長 土井たか子殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成六年十月二十一日

内閣総理大臣 村山 富市

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「百三十万七千円」を「百三十二万二千元」に、「百六万円」を「百七万三千元」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

判 事 補	判 事	区 分		報 酬 月 額
		最 高 裁 判 所 長 官	最 高 裁 判 所 判 事	
一 号	一 号	二、二三四、〇〇〇円	一、六三〇、〇〇〇円	一、四四六、五〇〇円
二 号	二 号	一、三〇四、〇〇〇円	一、五六一、〇〇〇円	一、四四六、五〇〇円
三 号	三 号	一、〇七三、〇〇〇円	一、一五一、〇〇〇円	一、〇七三、〇〇〇円
四 号	四 号	九一〇、〇〇〇円	七八五、〇〇〇円	七八五、〇〇〇円
五 号	五 号	七〇八、〇〇〇円	六三七、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円
六 号	六 号	四一八、四〇〇円	四一八、四〇〇円	四一八、四〇〇円
七 号	七 号	三六二、一〇〇円	三六二、一〇〇円	三六二、一〇〇円
八 号	八 号	三三三、二〇〇円	三三三、二〇〇円	三三三、二〇〇円
九 号	九 号	二九八、八〇〇円	二九八、八〇〇円	二九八、八〇〇円
十 号	十 号	二四九、五〇〇円	二四九、五〇〇円	二四九、五〇〇円
十一 号	十一 号	二二五、九〇〇円	二二五、九〇〇円	二二五、九〇〇円
十二 号	十二 号	九一〇、〇〇〇円	九一〇、〇〇〇円	九一〇、〇〇〇円
十三 号	十三 号	七〇八、〇〇〇円	七〇八、〇〇〇円	七〇八、〇〇〇円

簡 易 裁 判 所 判 事									
四 号	六三七、〇〇〇円								
五 号	四七八、七〇〇円								
六 号	四五七、八〇〇円								
七 号	四一八、四〇〇円								
八 号	三八八、四〇〇円								
九 号	三六二、一〇〇円								
十 号	三三五、二〇〇円								
十一 号	三一七、〇〇〇円								
十二 号	二九五、八〇〇円								
十三 号	二八四、八〇〇円								
十四 号	二五八、九〇〇円								
十五 号	二四九、五〇〇円								
十六 号	二三四、八〇〇円								
十七 号	二二五、九〇〇円								

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成六年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
議案の目的及び要旨

1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額におおむね準じ、その他の裁判官の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額すること。

2 報酬月額の改定は、平成六年四月一日にさかのぼって行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定するものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約一億二千万円である。

右報告する。

平成六年十月二十五日

法務委員長 金子原二郎

衆議院議長 土井たか子殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成六年十月二十一日

内閣総理大臣 村山 富市

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「六十九万九千円を」七十八万八千円に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分	俸 給 月 額
検 事 総 長	一、六三〇、〇〇〇円
次 長	一、三三三、〇〇〇円
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	一、四四六、五〇〇円
そ の 他 の 検 事 長	一、三三三、〇〇〇円
一 号	一、三〇四、〇〇〇円
二 号	一、一五一、〇〇〇円
三 号	一、〇七三、〇〇〇円
四 号	九二〇、〇〇〇円
五 号	七八五、〇〇〇円
六 号	七〇八、〇〇〇円
七 号	六三七、〇〇〇円
八 号	五七五、〇〇〇円
九 号	四五七、八〇〇円
十 号	四一八、四〇〇円
十一 号	三八八、四〇〇円
十二 号	三六二、一〇〇円

副 検 事

十三号	三三五、二〇〇円
十四号	三一七、〇〇〇円
十五号	二九五、八〇〇円
十六号	二八四、八〇〇円
十七号	二五八、九〇〇円
十八号	二四九、五〇〇円
十九号	二三四、八〇〇円
二十号	二二五、九〇〇円
一 号	六三七、〇〇〇円
二 号	四七八、七〇〇円
三 号	四五七、八〇〇円
四 号	四一八、四〇〇円
五 号	三八八、四〇〇円
六 号	三六二、一〇〇円
七 号	三三五、二〇〇円
八 号	三七七、〇〇〇円
九 号	二九五、八〇〇円
十 号	二八四、八〇〇円
十一号	二五八、九〇〇円
十二号	二四九、五〇〇円
十三号	二三四、八〇〇円
十四号	二二五、九〇〇円
十五号	二二一、四〇〇円
十六号	二〇〇、一〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成六年四月

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給

一日から適用する。

平成六年十月二十五日 衆議院會議録第七号

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

与は、新法の規定による俸給その他の給与の内
私とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、檢察官の俸
給月額を改定する必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、
檢察官についても、一般の政府職員の例に準じ
て、その俸給月額の改定を行おうとするもの
で、その内容は次のとおりである。

1 検事総長、次長検事及び検事長の俸給につ
いては、これに対応する国務大臣その他の特
別職の職員の俸給の増額におおむね準じ、そ
の他の檢察官の俸給については、おおむねそ
の額においてこれに対応する一般職の職員の
俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額す
ること。

2 俸給月額の改定は、平成六年四月一日にさ
かのぼって行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、
檢察官の俸給月額を改定するものであり、その
措置は妥当なものと認め、これを可決すべきも
のと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約二億四百万円で
ある。
右報告する。

平成六年十月二十五日

法務委員長 金子原二郎
衆議院議長 土井たか子殿

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部
を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成六年十月二十五日

提出者

議院運営委員長 中村正三郎

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一
部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二
年法律第四十九号)の一部を次のように改正す
る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

級	号給	給料	月額
一	二	三五九、六〇〇円	
二	一	三八〇、三〇〇円	
一	二	四四〇、八〇〇円	
二	一	四五二、一〇〇円	
三	一	四六三、四〇〇円	
四	一	四七四、八〇〇円	
五	一	四八六、一〇〇円	
六	一	四九七、四〇〇円	
七	一	五〇八、七〇〇円	
八	一	五一六、二〇〇円	
九	一	五二三、七〇〇円	
一	二	五四三、八〇〇円	
二	一	五五六、二〇〇円	
三	一	五六四、四〇〇円	
四	一	五七二、六〇〇円	

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料	月額
一	二	二六九、四〇〇円	
二	一	二七九、五〇〇円	
一	二	三一八、六〇〇円	
二	一	三二六、八〇〇円	
三	一	三三五、〇〇〇円	
四	一	三四三、一〇〇円	
五	一	三五二、三〇〇円	
一	二	三八一、三〇〇円	
二	一	三九〇、三〇〇円	
三	一	三九九、四〇〇円	
四	一	四〇八、五〇〇円	
五	一	四一四、五〇〇円	

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の
国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改
正後の法」という。)の規定は、平成六年四月一
日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の法の規定を適用する場合において
は、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する
法律の規定に基づいて支給された給与は、改正
後の法の規定による給与の内払とみなす。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議
員の秘書の給料月額を改定する必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由である。